

と申さる。かくて天皇御事ありし時。三種神器は御あり
は合るる。かゝる事書の見えたる趣を。ちり合
きぬのくわ。事書の見えたる趣を。ちり合
せりかむるを奉る。二位尼天皇成抱き奉る。帯みく已
身み結び河にせ海をらき。寶劔を腰より。神璽を腋小
挟みく海に没る。或ハ按察局天皇成抱き奉る。二位
言佐局ハ賢所ハ御辛櫃を取て海に入らる。とさる。大納
袴の裾成船より射付ら成。蹴纏を倒しきりけるを。兵ども
取らる。御辛櫃のら成。を成。御管を取出
し。からる。を切。解。蓋成開けむとさる。忽目眩き鼻血
たる。平時忠卿成彼を見く。内侍所ハ御管成。狼藉なり

と制せらる。義経成由成聞て制止を加へ。成。兵ど
も其御船を罷出ぬ。成。時忠卿より申て。の。成。と
く御辛櫃より先入奉る。神璽ハ海上に浮む出る。成。
を。常陸國人片岡太郎経春取上奉る。寶劔の御事ハ。其後
海中に蜚入る。成。求免尋ねら成。成。顯る。成。
以上玉海。吾妻鏡。百練抄。源平盛衰記。平家物語。愚管抄。神
皇正統記。合考。醍醐。難事抄の寫を見るに。四月十八日
の下。去。三月廿四日於長門國平家與源氏合戦。平家被
打畢云。と。擧。生取。降人。自害。致入の名を記。不
知行方入の名を記。先帝ハ條院。修理大夫經盛と云。
。八條院ハ惟明王の事なり。内侍所御座。進止
同。寶劔不見。寶劔者。被問内大臣之處。最初者奉。伊津久志
麻神之由陳。申云。後者内大臣掬手。入海。落。入。失。了。云。
と記さる。事見也。進止ハ神璽の假借書なり。此本書治承
元暦の頃の消息文書なり。反古小記せる當時此の

なすことごとく。さきど一時の記聞みく。先帝より八條院の宮
の御行方の定らぬほど。記さるものなき。下文は
十一月三日壬午。九郎判官義経。十郎藏人源行家。落而向
西國了。中畧六日。於一洲。義経行家等被打云。く。といふ
る。戯る。説き。記し。そのほのりも。つら。あき。説も
辨る。う。ま。バ。當時の書といつ。ど。と。く。ハ。信。こ。が
と。ほ。其後文治三年七月。寶劔出現の御祈より。七
社に奉幣し。又其日。勅使神祇大佐卜部兼衡宿称。大
藏少輔安倍。泰成朝臣を長門國に發遣して。祈謝し。又
又。その。う。みの。船軍。ふ。立。く。寶劔沈没の海面を。知。ま。る。佐
伯景弘。遣。案内。して。番。よ。ね。あ。せ。く。海中。以。捜。求。め
さ。せ。ら。れ。れ。ど。は。む。不。顯。ま。を。さ。り。あり。以上百練
考。本編。の。ゆ。げ。つ。ら。ひ。た。る。ごと。く。吉野の朝。は。御。衰。へ
坐。ま。し。ける。項。ま。す。殊。は。其。後。嘉。吉。の。凶。事。は。後。ハ。さ。る。ふ

や。あ。く。將軍の武威を。り。て。吉野方を。責。は。さ。む。事。ハ。か。く
の。る。ま。し。き。伐。あ。の。い。ぐ。ふ。神。器。は。御。あ。や。ゆ。ち。あ。ら。す。事
茂。お。そ。ま。く。そ。れ。あ。ら。す。あ。ら。す。い。び。し。を。在。経。ら。ま。つ。る。な。る
べき。伐。六。の。檀。浦。め。の。義。経。此。軍。の。さ。ぬ。ハ。さ。ら。す。く。の
勝負。の。ま。力。伐。ゆ。れ。は。ゆ。ち。の。り。も。神。器。の。御。上。よ。こ
あ。ら。す。あ。ら。び。さ。る。趣。の。ま。さ。さ。え。ざ。り。は。る。い。あ。ま。り。す。心。形
き。畏。き。と。さ。よ。こ。あ。ら。す。い。び。し。を。在。経。ら。ま。つ。る。な。る
都。は。還。入。ら。せ。ま。い。く。後。鳥。羽。天。皇。の。受。継。せ。ま。さ。る。御。事
ハ。上。に。攀。ぎ。お。百。練。抄。月。輪。兼。實。公。は。玉。海。あ。く。吾。妻。鏡。平
家。物語。源。平。盛。衰。記。准。后。親。房。卿。の。神。皇。正。統。記。形。か。その
あ。の。れ。記。録。ぞ。の。にも。見。え。く。混。な。く。明。形。り。は。さ。す。れ。失
ま。さ。る。寶。劔。の。御。代。器。の。御。事。ハ。建。曆。御。記。ハ。寶。劔。神。璽。の
條。に。御。劔。者。云。く。壽。永。入。海。紛。失。之。後。院。御。時。以。后。廿。餘。年。

被用清涼殿御劔仍以璽為先而承元讓位時承元四手土御門天皇順德天皇^二御有夢想自伊勢伊勢とい天照皇大神宮あり讓位あり次に引く神皇正統記に證しく心得奉進之已來又准寶劔以劔為先也此劔普通蔣繪也。と記させ給ひ。神皇正統記りも。平氏にひく後。内侍所神璽に還り入らせり。寶劔ハつむし海に沈みて見えだ。其頃ほひハ晝の御座に御劔。寶劔擬せらるる。近しが神宮の御告あり。神劔を奉らせり。ふより。近頃おての御守なりき云々。西海に沈み。崇神天皇の御代におおし。造る。人ら終り。劔なり。うせぬる事ハ末世にあり。あやとくら。あやとくら。熱田の神あり。

ある御事なり。と記させり。あまら。此御事ハ趣ハ。何々りもよく辨へ。心得なき奉る。あまら。此記の例。神宮とある。さきさき。伊勢天照皇大神宮の御事なり。さき件ノ文。近頃まで。の御守なり。きと記され。うる。語意を。雅く論ふ。さきハ。その。の。避去し。事を。の。た。よ。へ。る。ご。と。く。い。ふ。あ。れ。ど。さ。る。趣。ある。言。は。れ。ひ。ハ。此。記。の。形。を。て。の。文。體。を。れ。た。心。を。あ。ら。わ。し。め。り。さ。き。文。意。當。今。ま。は。れ。御。守。と。あ。ま。ら。坐。し。海。を。由。り。さ。き。保。建。大。記。り。の。神。器。還。御。の。事。ハ。夏。四。月。鏡。瓊。入。京。師。以。書。御。座。劔。擬。寶。劔。と。の。書。し。後。又。大。神。宮。の。御。告。あり。奉。ら。せ。り。神。劔。を。り。て。永。く。御。代。器。と。せ。り。さ。き。ひ。は。る。由。を。い。え。ざる。と。其。記。ハ。限。り。ある。と。建。久。三。年。の。後。此。事。と。決。め。ら。る。る。べ。し。さ。き。さ。き。あり。神。器。の。御。事。ハ。嚴。重。と。さ。た。せ。る。べ。し。さ。き。さ。き。あり。記。し。さ。き。さ。き。あり。さ。き。を。疎。忽。せ。り。と。い。ふ。さ。き。さ。き。の。書。ハ。見。え。ざる。に。より。今。の。御。物。も。は。晝。御。座。の。形。と。さ。き。さ。き。あり。さ。き。さ。き。あり。ぬ。べ。さ。き。を。殊。然。る。成。太。平。記。ハ。北。朝。の。貞。和。四。年。の。秋。伊。と。さ。き。さ。き。あり。

勢國クサキ崎の神戸小住る。下野阿闍梨圓成と云るる山法師。大神宮小千日詣まきまき。潮を垢離あはる。海邊へ出まる。沖より奇アヤき事アヤもをあらん申し。三鈷柄サンコエの劔形アヤも。長さ二尺五六寸なるもの。汝都アヤよ持アヤ参アヤまき。奇怪アヤき事アヤもをあらん申し。又足利直義朝臣の神告の夢みきりといふるにあらせ。此も汝汝壇浦アヤも失アヤる。所寶劔形アヤも。と或る由アヤ言アヤく。らしらく申しける汝日野大納言資明卿の執奏アヤし。八月十八日アヤ仙洞アヤ花園天皇の御事アヤ也。是年アヤに奉アヤまき。汝汝アヤ議アヤあり。請取アヤらせまき。此貞和四年アヤの南朝の正平四年アヤの三種神器アヤのアヤ後村

上天皇の吉野アヤ行宮アヤ院宜アヤも。圓成アヤ汝直任の僧都アヤ也。受傳アヤまき坐アヤまき。され。恩賞アヤ此地をさへ賜アヤひしけり。然アヤるに勸修寺大納言經頭卿アヤのアヤ信アヤトアヤまき。あら。佞臣の所為アヤも。真の寶劔アヤあらぬ由アヤ汝辨アヤまき。諫奉アヤら汝ける汝聞食アヤし。まきたまひ。やがも其物を出アヤし。平野預卜部兼員宿称アヤも預賜アヤひ。圓成アヤ小賜アヤむたまき。院宜アヤを召返アヤされ。る由アヤも。えまき。經頭卿の忠言アヤよらり。然アヤる凶物マカモノを速アヤま棄アヤませ。まむ。まき。時アヤも。まき。まき。まき。功アヤも。ま。又續古事談アヤ。神璽寶劔アヤ也。神の代アヤより傳アヤり。云アヤ。か。る。まき。まき。まき。御アヤまのアヤも。此。

目のまゝなるやうせふきと記さり。此文より神璽寶劔と
りて失ふる所が^コあやしく^コあえく^コあへりけられた。意の
寶劔にうきとひるるも。寶劔の其世は近頃。西海に
く失ふる由なり。此書のあやぐりのはやく記し置
るを。建保七年より出づ。更り書集めたる由奥書よみ
えて。寶劔の失ふるは元暦二年より三十年あたり後り。
さらふの^{サキ}あやぐりへたる書なれた。件の文は。前より寶劔
の失ふるより記しあたるが故。目のまゝ^{サキ}失ふにき
このうらものあること決し^{サキ}なぬゆゑ。件の文より。目此
まへ^コとひるる詞。心減ひまゝ^コあへりたらむ。此

書はそれ時軍に立し人の記さるみるもあはれし。書
ぎぬは混りしくあはれはらまゝあつ。但し神璽はさ
るあやむれど。寶劔をも。神代より傳りたるよりひるる
へ訛り。西海より失ふる寶劔は。崇神天皇の摸^{ウツ}造
らせたる御物なり。神代より傳りたるは神劔は。は
やく景行天皇に御せたり。熱田宮より齋祭らるるひる。
あきなりたるものなり。さうも又あはれ或人の記よ
言擧せる。安徳天皇潜幸ありしとひるる古蹟は事減り
きやふ^コぼし。海に阿波國祖谷^ヤなる古事ども。寛政五年。
讃岐人菊地武矩が。祖谷^ヤ紀行より委くあへり。其記さる

事どもは知らずうきたる事どももきかえざ終ど。其家
せる傳説の實事ふ合はざる事。上に證ども成あがら
論ひ辨多たるもあやしく。縦^{モレ}その事實あらむふ。神器も
大御身に從^{マシ}うせ奉るづき成。然^サいせうをまそぞうし
とりても。その實あらぬ事知る^カ。何ぞこれ紀行。天
皇の后も坐^{マシ}はしける由ある。三好郡貞廣村は其陵あり。
後み祠を建^{マシ}若宮大明神。ま^{マシ}さうの神も稱^{マシ}。又
これ舊家の中。八幡大菩薩と書たる旗一旒。八幡大菩
薩巖嶋大明神某大明神と三神名を書きたるおほのけり
見ゆる旗一旒と持傳るきるとみきり。此旗色むい

赤の^{マシ}が。漸^{マシ}うはるいふ家もの形りと云傳へ。今
の其色^{マシ}も見えぬよし形ども記せり。形りふ^{マシ}此
の國盛朝臣。竊^{マシ}軍場を遁^{マシ}。妻子從者多^{マシ}成率^{マシ}。これ
山中小落來^{マシ}。幼童を^{マシ}。尊^{マシ}びがふり^{マシ}。
天皇は潜幸^{マシ}と御迎^{マシ}の來^{マシ}成待^{マシ}なる由^{マシ}欺^{マシ}き
し^{マシ}。世^{マシ}成^{マシ}つく^{マシ}き^{マシ}。然^サい^{マシ}か^{マシ}あり
繼^{マシ}たるもの^{マシ}。このほの西國^{マシ}。平知盛^{マシ}御
の天皇は御^{マシ}なる由^{マシ}。語傳^{マシ}なる^{マシ}。實^{マシ}た^{マシ}
又天皇の后は坐^{マシ}なる由^{マシ}。あ^{マシ}も然^{マシ}る^{マシ}べき
小女^{マシ}成^{マシ}ら^{マシ}る^{マシ}。后^{マシ}が^{マシ}成^{マシ}なり^{マシ}と欺^{マシ}きたる^{マシ}を

はるし。然^カに御母后形りと何ぞむある婦女の在
けるを。たゞ后と語^レ傳へたるふても何ぞは。會津人
文の著せる山路の假標といふ書に阿波の曾谷^{伏谷}の
は代^ハの過去帳に開山神爾和尚とあり村老の口傳り
安徳帝世をほい^レ曾谷の近邊に寶算五十のりやで坐し
深そぎの御毛と御紐刀を藏する宮ありときくる由記
偽造^ハ説^ハ事^ハありは紀行も見えをゆい^レくはえを人の
その説はあ^レ事^ハありは。或は後人此をゆい^レくはえを人の
霊實^ハ残^ハる趣ありそのいら人の郊^ハにあり。又劍神社は
る先^ハの終^ハりあり聞^ハたをば終^ハり實^ハ然^ハりふとる
何らた。あまも祖^イ谷^ヤありと。大い^ハ似^ハくる趣ありこそい

あまも祖^イ谷^ヤありと。大い^ハ似^ハくる趣ありこそい
七月の玉海小。先帝御事示送其狀云^中如^大師當勘申^長仰^レ長
門國被^レ建立一堂尤為上計歟。上奉始先帝凡為戰場終命
之士卒等可^レ被^レ置永代之作善也。且是叶先朝追尊之趣。又
為罪障懺悔之法歟。但國土殊凋弊。營造若有煩者。強^レ雖^レ非
火急。漸^レ可^レ給^レ土木歟。愚案之旨大概勒狀。以此等趣。可^レ被^レ計
奏狀如件。と記す終^レ。同二年閏十二月二十二日の記小。
長門國可^レ建一堂之由可^レ宣下者。皆任御定可^レ宣下之由仰^レ
了^{玉葉}も玉海と同日の記に奉^レ為安徳天皇於^二とみえ
長門國建一堂依^レ不^レ擬^レ神社無^レ奉幣之沙汰也。とみえ
くるあまも祖^イ谷^ヤありと。大い^ハ似^ハくる趣ありこそい

○残櫻記下

○去

も共ニ在るな家なすし。但しその阿弥陀寺を皇陵山と称
ふ事也。於のまをいふが聞かざる也。長門人に此山号の
聞ざる事なり。きんめくを法 事コトを問ふに、うら
師の謾言なるべしといく。その實形を尋ねた。陵も
在るやいふらむ。いふもあれ。其の後のうら人
みみづをわごあるを論みてもあらざる。世に長門本
家物語に、もと此寺より出たるとぞ。○長門人の語るに
らく其國の豊浦郡殿敷村は小丘のゆるを、安徳天皇の
陵なりともいふ説あり。そを其里わたりてゆるを、
乃ゆい出するさうら説あり。はらば證なきことな
り。又摂津國能勢の山中あり。云くといふるを、能勢
郡出野村の農民、勘兵衛といふ者、け屋の棟木は、竹筒は
藏る結び着て在るける文書也。近う見出したると

て。よくあきめく書寫せるを、はやく文化十三年の頃。
人の見きつる成考へ正しく記し於る成。今於りひ出
て書はく、さうその文書のうぬい。みやび免免する假字
文は書て、歌も四首はうを見ゆ。奥より建保第五丑年九月
二日從四位上侍從行左少辨藤原朝臣經房花押 左古曆
へ」と書とが免するもの形を、めくその書あるせ家大
旨は、壽永四年壽永二年安徳天皇世の乱を避く。西國に
遷幸す。 御跡みく。後鳥羽院推て御
位を知食し、翌年更元暦の年号を建らききりたるを。
是年の此頃、其元暦二年なりたるを、なを素よりの壽
永の年号を用て記する趣なり。三月廿四日檀浦めく二位、
尼の計らむらり。典侍大納言局某く於の是經房。大

輔判官種長。郡司景家等主上を守護^{マモリ}はるを。小舟みて
遁^カれさせ奉る。二位尼の源氏の兵を欺^カのむがき免^ル。知
盛卿の末子よ主上の御衣を着^ツけ。御劔めきたるもの
をみづらん。主上小従ひ奉る。共^ニ海に沈み
ぬ。主上死を件^ノ入^ルく守護^{モリ}奉る。石見伯耆但馬^ノ歴^ス。
六月十五日摂津國能瀬の長尾をり。のま郷といふ所
よ坐^マせし仕奉る。登^ル。壽永五年五月十七日主上
崩^ス。ひより。御陵の事を。御衣御調度を岩崎とい
ふ所よのむ志^ス。八つの宮と申^ス。崇^ニ奉る。
城後了若宮八幡宮小合せ。い^ハまひ祭^ル。仕奉^ル。志^ス

のる小己が子孫の絶む事をのる。み。種長景家が勸
む。あつづひ。典侍大納言局を妻む。御社に仕奉る。
とづのら耕作の業。在^ル。子左古麻呂といふ。い
かき。今年廿六。形^ニ。五十歳。又種長
ハ十九年前小死^ス。其子刑部太郎といふ。廿八歳。あり
とあり。景家と十三年。子小次郎。平三郎は
とあり。あり。の死後。い。在^ル
い。子孫に傳^フ。おける由記せる。
のあり。ま。その文の劣^ク。そのかみ
は。つ。の記せる。事。の

何る事歟。事のさぬおもひも。一月見ても虚偽文なり。事著けむ。論ふも。さらぬも。其記せ。事ら。ら。猶その虚言オソゴトなる由の證シをいふ。し。ほづ。件ツケの文の中。壽永四年十一月。種長景家ら。か。志のむ。都大物へ出。供御の料に調度。なり。帰。る。事。成。り。都。よ。君。を。安。德。天。皇。と。す。ま。へ。ま。ら。ぬ。と。書。け。り。あ。ま。い。み。じ。妄。言。なり。あ。ま。謚。號。就。定。奉。ら。れ。き。る。た。ひ。え。由。る。壽。永。四。年。今。架。三。年。よ。り。さ。る。文。治。三。年。四。月。廿。三。日。の。事。あり。玉。海。百。練。抄。等。ふ。く。く。と。さ。る。混。乱。の。事。さ。ら。小。事。實。よ。合カテは。ま。は。る。経。房。卿。を。辨。官。補。

任み據り考るに。嘉應二年。左少辨正五位下。承安三年。權右中辨從四位下。同十月廿一日。從四位上。壽永三年。前年七月。安徳天皇。都を出。左大辨從三位。同九月十八日。權中納言。よ。為。さ。れ。あ。ま。よ。見。え。又。尊。卑。分。脉。卿。の。傳。ふ。正。二。位。權。大。納。言。正。治。二。年。二。月。廿。二。日。出。家。今。日。進。辭。狀。同。年。閏。二。月。十。一。日。薨。と。見。え。あ。ま。建。保。の。頃。既イタく。世。よ。凶ナき。人。な。り。な。る。存。在。世。の。人。と。い。は。れ。正。二。位。權。大。納。言。と。署。さ。る。べき。を。從。四。位。上。侍。從。行。左。少。辨。と。書。る。を。違。ふ。り。前。官。と。せ。む。も。從。四。位。上。の。左。少。辨。と。書。く。侍。從。の。事。終。り。あ。ま。も。書。ぞ。の。見。え。る。事。然。し。但。し。其。を。書。ふ。と。い。え。